

保険料の軽減措置について

(1) 均等割額の軽減

世帯の被保険者全員と世帯主の総所得金額等の合計額に応じて、下記のとおり均等割額が軽減されます。

対象者の所得要件 【 世帯の被保険者全員および世帯主の軽減判定所得の合計額 】	均等割の軽減		
	軽減の割合	軽減後の均等割額	
		医療分	子ども分
43万円 + 10万円 × (※ 給与所得者等の数 - 1) 以下	7割※	16,240円	390円
※医療分のみ、令和8・9年度については、高齢者の医療の確保に関する法律第18条に基づき7割軽減に加え、国の交付金により更に0.2割の減額を行っています。			
43万円 + (31万円 × 世帯の被保険者数) + (10万円 × (※ 給与所得者等の数 - 1)) 以下	5割	29,000円	650円
43万円 + (57万円 × 世帯の被保険者数) + (10万円 × (※ 給与所得者等の数 - 1)) 以下	2割	46,400円	1,040円

※ 一定の給与所得者と公的年金の支給を受ける者

- * 賦課期日(4月1日)の世帯状況で判定します。年度途中で被保険者になられた方は、資格取得日が 賦課期日になります。
- * 世帯主が被保険者でない場合も、その世帯主の所得が軽減判定の対象になります。
- * 65歳以上の方は、公的年金所得について最大15万円控除します。
- * 事業所得のある方は専従者控除を反映せずに軽減判定を行います。また、専従者の方は専従者給与分を減額した所得で軽減判定を行います。

(2) 被用者保険(健康保険)の被扶養者であった方に対する軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日まで*被用者保険の被扶養者であった方は、所得割額の負担はなく、資格取得後2年間を経過する月までの間に限り、均等割額が5割軽減されます。
なお、(1)均等割額の軽減に該当する方は、軽減割合の高いほうが優先されます。

	加入から2年を経過する月まで	加入から2年経過後
均等割額	5割軽減	軽減なし
所得割額	負担なし	

- * 被用者保険の被扶養者とは、協会けんぽ、組合健保、共済組合等の保険の被扶養者のことです。
(市町村国民健康保険、国民健康保険組合を除きます。)